

日本労働組合会議地方協議会章程

第一條 本協議会、日本労働組合会議

地方協議会ト称ス

第二條 本協議会ハ左記趣旨ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

(一)

地方ニ於ケル日本労働組合会議加盟団体間ノ融和、提携、協力ヲ緊密化スル事ニ依リ、日本労働組合会議規約第三條ニ規定セル目的ノ貫徹

(二) 日本労働組合会議大会、評議員会、執行委員会ノ決議並ニ其他ノ決定事項ヲ

地方ニ於テ實現スル為メノ努力

(三) 日本労働組合会議ノ指導標準ヲシテ健全ナル労働組合主義ノ

地方ニ於ケル實現

(四) メンバー、先輩対策、同一会社又ハ工場内ニ於ケル労資交渉事項、団体協約

労働争議等ニ對シテ共通の乃至一致の態度ノ決定

(五) 其他 地方所在加盟団体間ニ於ケル共同利益ノ確保並ニ

共通主張ノ實現

第三條

地方所在日本労働組合加盟団体

地方協議会ヲ構

成スル為メ、左記比率ニ基キ、各自代表者ヲ選出スル

右代表者

地方協議会委員ト称ス

(一) 加盟団体ハ各自最低三名ノ協議会委員ヲ選出シ得

(二) 加盟団体所属組合員數一千名以上五千名迄ハ一名、一万名迄ハ二名、以上

ノ場合ハ三名ノ協議会委員ヲ選出スル事ヲ得

(三) 日本労働組合会議執行委員又ハ評議員ニシテ

地方ニ居住スル者ハ右記選定ノ程ニテ協議会委員トシ得

第四條

地方協議会ハ、日本労働組合会議大会直轄機関カシ、當地方

協議会委員總會ニ於テ(但シ創設第一年ハ之ノ限りニ非ズ)委員中ヨリ

三人ノ常任委員ヲ選出シ、本規則第三條規定事項ノ實現、各加盟団体

ノ提携及協力、組合會議中連絡圖上ノ連絡等ヲ事務遂行ノ爲ニ當リシ

常任委員ノ任期ハ一年トス

常任委員ハヨリ最初ノ會合ニ於テ、各一名ノ委員長、主席、會計

第五條

又五選出ス